

# 訪問看護・介護予防訪問看護重要事項説明書

〈令和7年4月1日現在〉

## 1.上板橋訪問看護リハビリステーションの概要

### (1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	上板橋訪問看護リハビリステーション
所在地	板橋区常盤台4丁目36番6号
サービス提供地域	板橋区、練馬区の一部(平和台、氷川台、錦、北町)

### (2) 同事業所の職員体制 <例>

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	看護師	1名		管理・訪問看護	1名
従業員	看護師	3名		訪問看護	3名
リハビリ従業員	理学療法士		4名	訪問リハビリ	6名
	作業療法士		1名		
	言語聴覚士		1名		

### (3) サービスの提供時間帯

平日	午前 9時 ~ 午後 5時30分
土曜日	午前 9時 ~ 午後 12時30分

- ・日曜、祝日 及び 12月31日~1月3日は休業
- ・災害、悪天候等やむを得ない事情が生じた場合変更することがあります

## 2.利用料金

### (1) 利用料

#### ①介護保険利用の場合

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として、下記の負担額(1割~3割)となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

< 要介護 >

(負担割合証に記載されている「自己負担割合」をご確認下さい)

	看護師			准看護師				理学療法士・作業療法士・言語聴覚士		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割		1割	2割	3割
30分未満	¥537	¥1,074	¥1,611	¥484	¥967	¥1,450	20分	¥326	¥652	¥978
30分~1時間	¥939	¥1,877	¥2,815	¥845	¥1,690	¥2,535	40分	¥652	¥1,304	¥1,956
1時間以上	¥1,286	¥2,572	¥3,858	¥1,158	¥2,315	¥3,472	60分	¥879	¥1,758	¥2,637

< 要支援 >

	看護師			准看護師				理学療法士・作業療法士・言語聴覚士		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割		1割	2割	3割
30分未満	¥515	¥1,029	¥1,543	¥463	¥926	¥1,389	20分	¥315	¥630	¥944
30分~1時間	¥906	¥1,811	¥2,716	¥816	¥1,631	¥2,446	40分	¥630	¥1,259	¥1,888
1時間以上	¥1,243	¥2,486	¥3,728	¥1,119	¥2,237	¥3,355				

- \* 初回の訪問看護の開始の月に初回加算がかかります(1割¥342- 2割¥684- 3割¥1026-)。
- \* 要支援での理学療法士等による訪問看護は40分以内となります。
- \* 要支援での理学療法士等による訪問看護は12カ月以内となります。

## ②医療保険利用の場合

下記の金額から、利用者様の負担割合(1割、2割、3割)に応じた額をお支払い頂きます。

### 【料金表 - 基本料金・昼間 -】

①	訪問看護基本療養費(Ⅰ)	基本的な訪問看護の費用	週3日まで 1日につき	¥5,550
			週4日目以降 1日につき	¥6,550
②	精神訪問看護基本療養費(Ⅰ)	週3日までの訪問看護の費用	30分未満	¥4,250
			30分以上	¥5,550
		週4日目以降の訪問看護の費用 * 退院後、3ヶ月以内の期間	30分未満	¥5,100
			30分以上	¥6,550
③	訪問看護管理療養費	訪問看護の計画的な管理の継続に関する費用	月の初日の訪問 の場合	¥7,670
			月の2日目以降 の訪問の場合 (1日につき)	¥2,500
④	訪問看護情報提供 療養費	区、義務教育諸学校、保険医療機関等 に対して、利用者に係る保険福祉サービスに 必要な情報を文書で提供した場合	月1回	¥1,500
⑤	難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、 特別訪問看護指示書期間の利用者に対し て、1日2回以上訪問が必要な場合	1日に2回	¥4,500
			1日に3回以上	¥8,000

\* 主治医から訪問看護指示書を発行するには、料金が発生します。

\* 難病法に基づく医療費助成制度や自立支援医療を受けている利用者においては、自己負担額計算のため、当月の最終訪問日に自己負担上限額管理票をご提示ください。写真かコピーをとらせて頂きます。

\* 訪問看護基本療養費(Ⅰ)について理学療法士等による週4日目以降の金額は¥5,550となります。

## ③医療保険、介護保険共通

\*ご臨終の処置            ¥10,000            (税抜き)

\* 理学療法士等によるリハビリの利用について

理学療法士等のリハビリは、看護業務の一環として行うもので、看護職員の代わりに訪問するものです。看護職員は、サービスの利用開始時や状態の変化に合わせて定期的な訪問を行い、理学療法士等と連携を図り支援いたします。

### (2) 交通費

前記1の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、訪問看護師がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

### (3) その他

① 利用者様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者様のご負担になります。

② 料金のお支払方法

毎月、10日以降に前月分の請求金額をお知らせいたします。

お支払方法は口座振替とさせていただきます。

入金確認後に、領収証を発行いたします。

## 3.キャンセル規定

利用者様のご都合で訪問予定を変更する場合は、ご連絡ください。

キャンセル料金は無料となります。

## 4.サービスの利用方法

### (1)サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業者職員がお伺いいたします。

訪問看護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

## (2)サービスの終了

### ① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

### ② 当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

### ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・最終利用日より1年間ご利用がない場合

※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・利用者様がお亡くなりになった場合

### ④ その他

- ・当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者様が、サービス利用料金の支払を 2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、または利用者様やご家族などが当事業者や当事業者のサービス従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・当事業者は、職員の退職、病気などの場合、担当の看護師を変更する事があります。その際、ご利用者様には、事前にご連絡をし、了解を得ます。

## 5.当ステーションの訪問看護サービスの特徴等

- ・訪問看護は病気や障害をお持ちの方が、今まで住み慣れた家庭や地域での生活を望まれた時、ご本人はもちろん、介護されているご家族が安心して暮らせるように、援助する看護サービスです。
- ・療養されている方のお宅へ伺うのは、訪問看護師としての教育を受けた看護師、准看護師及び理学・作業療法士及び言語聴覚士です。
- ・主治医の指示に沿って看護を行うので、安心して療養できます。

## 6.感染対策の強化

- ・他の利用者の健康に影響を及ぼす可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合、速やかに事業所へお知らせください。事業者は感染症の予防、及び蔓延防止のための対策を検討する委員会の設置及び指針を整備し、定期的に研修訓練を実施しています。

## 7.非常災害時の対応

- (1)悪天候、自然災害等により訪問の実施が危険であると事業者が判断した場合、訪問の変更調整をお願いする場合があります。
- (2)社会情勢の急激な変化など著しい社会秩序の混乱などにより訪問看護の提供が遅延若しくは不可能になった場合、それによる損害賠償責任を事業者は負わないものとします。

## 8.虐待防止に関する事項

- (1)事業者は、利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止に関する責任者の設置、虐待防止検討委員会の定期開催、苦情解決対策等の必要な体制や指針の整備を行うとともに、従業員に対する虐待防止を啓発、普及するための研修会等の措置を講じています。

虐待防止に関する責任者： 佐藤 幸子

- (2)訪問看護を提供中に従業員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐



- (1) 事業者は、利用者に対するサービス提供により、事故が発生した場合は、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。  
利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (2) 前項の事故状況及び事故に際しとった処置について記録し、その完結日から2年間保存します。

#### 14. 当事業者の概要

名称・法人種別	医療法人社団慈誠会 上板橋訪問看護リハビリステーション
代表者氏名	佐藤 幸子
本事業所所在地	板橋区常盤台4丁目36番6号
電話番号	03-5398-0557
定款の目的に定めた事業	訪問看護